

(2) 防犯灯設置補助制度について

補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のとおりです。

- (1) 自治会・町内会で新しく防犯灯を設置する場合
- (2) 自治会・町内会で所有する防犯灯が故障などにより、器具本体を交換する必要がある場合
- (3) LED 灯以外の防犯灯（蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯など）を LED 灯に交換する場合
(ただし、既存の防犯灯が市の補助を受けてから5年を経過している場合のみ対象)

【補助の対象となる器具】

補助の対象となる器具は、LED灯10W以下です。

※ 電球の球切れなどは補助の対象外となります。

補助金の額

補助金の額は、市が定める標準設置費の範囲内において補助します。

【補助を受けようとするときの注意とお願い】

- ① 工事を計画した場合には、工事費の見積書、防犯灯補助申請書を準備し、事前に生活安全課へ連絡・相談ください。(申請時期・経費見込などによっては、補助できるのが次年度以降になる場合があります。)

平成24年4月1日現在

【問い合わせ先】 日立市総務部生活安全課生活安全係 TEL 22-3111